

随意契約理由書

件名	東灘処理場 沈砂池ポンプ棟スクリーンかす破砕機補修
契約の相手方	住友重機械エンバイロメント株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>スクリーンかす破砕機は、流入下水から除去された木片やゴミを、し渣棟へ搬送するために細かく破砕する設備であり、安定した水処理を行うために必要不可欠である。</p> <p>当該設備においては、刃や軸の劣化が著しく、このまま運転を継続すると運転が不可能な状態になってしまう。本補修は劣化の激しい部品を取り替えるものである。</p> <p>本補修対象である沈砂池ポンプ棟スクリーンかす破砕機は住友重機械工業(株)が設計・製造したものであり、機器の機構等は製造者ごとに異なるため、専用部品については当該事業者でなければ供給できない。</p> <p>住友重機械工業(株)の破砕機の取り扱いは、住友重機械エンバイロメント(株)に業務移管されている。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東水環境センター施設課 (電話番号 078-451-0678)